## 令和5年有田市議会12月定例会

#### 議事日程(第3号)

### 令和5年12月13日 午前10時開議

- 日程 1 議案第60号 有田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程 2 議案第61号 有田市特別職給与条例の一部を改正する条例
- 日程 3 議案第62号 有田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を 改正する条例
- 日程 4 議案第63号 有田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正す る条例
- 日程 5 議案第64号 有田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例
- 日程 6 議案第65号 有田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程 7 議案第66号 有田市立学校運動場夜間照明施設条例の一部を改正する条例
- 日程 8 議案第67号 有田市漁業集落排水事業の設置等に関する条例
- 日程 9 議案第68号 令和5年度有田市一般会計補正予算(第5号)
- 日程10 議案第69号 令和5年度有田市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程11 議案第70号 令和5年度有田市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程12 議案第71号 令和5年度有田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程13 議案第72号 工事請負契約の変更について
- 日程14 議案第73号 教育委員会の委員の任命について
- 日程15 議案第74号 教育委員会の委員の任命について
- 日程16 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程17 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程18 議案第75号 令和5年度有田市一般会計補正予算(第6号)
- 日程19 議案第75号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及 び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更について

### 会議に付した事件

- 日程 1 議案第60号 有田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から
- 日程17 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてまで の質疑
- 日程18 議案第75号 令和5年度有田市一般会計補正予算(第6号)及び
- 日程19 議案第75号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及 び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更についての提案理由の 説明及び質疑

## 出席議員 15名

1番 武 豊治 田 仁 志 3番 花 野 5番 中 西 登志明 7番 敬 小 西 民 9番 池 田 敦城 11番 児 嶋 清 秋 13番 生 駒 三 雄 15番 西 正 助 

2番 川島 強 4番 一ノ瀬 敦 子 6番 成 Ш 満 8番 上 Щ 示 寿 10番 出 田 弘 行 Ш 明 12番 堀 14番 福 永広次

# 欠席議員 0名

## 議事説明員

市長 良 男 望 月 教 育 長 悦 雄 前 田 経営管理部理事 早 Ш ちひろ 市民福祉部長 宮 﨑 三穂子 経済建設部長 上 田 敏 寛 水道事務所長 北 野 宏 幸 消 防 長 鎌 利 宏 田

副 市 長 代 利 彦 田 之 経営管理部長 嶋 博 田 経営管理部理事 脇 村 哲 弘 市民福祉部理事 大 松 満 至 陽 子 経済建設部理事 本 梅 教育次長 伊 藤 正 人

## 議会事務局職員

 局
 長
 田
 中
 聡

 書
 記
 大
 谷
 真
 也

次 長 石 井 義 人

午前10時00分 開議

○議長(上山寿示君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

日程に入ります。

日程1、議案第60号、有田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から日程17、 諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてまでの議案15件、 諮問2件を一括議題とし、議案質疑を行います。

議案質疑の通告は、お手元へ配付しております議案質疑通告一覧表のとおりでありますので、会議規則第51条及び第52条の規定により議事を進めさせていただきます。

まず、日程1、議案第60号から、日程6、議案第65号までにつきましては、質疑の通告はありません。

御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上山寿示君) 御質疑なしと認めます。

次に、日程7、議案第66号につきまして、質疑の通告がありますので、発言を許すこと にいたします。

6番成川 満君。

[6番 成川 満君 登壇]

○6番(成川 満君) おはようございます。

通告によりまして、議案第66号、有田市立学校運動場夜間照明施設条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

この施設の設置の目的、建設費の金額、使用料の算定根拠、年間の管理経費の予定、運動場の面積について説明を求めます。

よろしくお願いします。

- 〇議長(上山寿示君) 伊藤教育次長。
- ○教育次長(伊藤正人君) 御答弁申し上げます。

まず、この施設の設置目的ですが、市民の体育及びレクリエーションの振興に資するため、学校運動場夜間照明施設を設置しています。

次に、建設費ですが、夜間照明施設は、約2,900万円です。

次に、使用料の算定根拠ですが、照明施設の消費電力量、基本料金などを加味した類似施設の1時間当たりの電力単価などを基に、最低限電気料部分の経費は使用料として徴収できるように、今回の使用料の金額を設定してございます。

なお、旧夜間照明施設と比較すると、グラウンド面積及び、照射面積は約2倍となって ございまして、それに伴い、照明設備の数も4基から8基となってございます。

また、照明の LED 化に伴い、電力消費量が 2 分の 1 程度に抑えられますので、面積及び 照明数を同じ条件として比較すると、新夜間照明施設の使用料は、旧夜間照明施設の約 2 分の 1 となるよう料金設定してございます。

次に、年間管理経費ですが、使用状況などにより変動しますが、新しい施設でございま

すので、当面は電気代以外に特別な経費は必要ないものと考えています。

最後に、運動場の面積ですが、約 16,500 平方メートルで、この内、夜間照明施設の関係部分は、約 13,280 平方メートルです。

以上でございます。

〇議長(上山寿示君) 6番成川 満君。

[6番 成川 満君 登壇]

○6番(成川 満君) 答弁ありがとうございます。

あと、この施設の利用できる時間、それから使用料の還付のところで使用者の責めによらない場合は全額還付とありますが、どういう場合なのか。

そして念のために、これもお聞きしますが、使用料は市民と市民以外の者と同一料金なのか。

以上3点についてを伺います。

- 〇議長(上山寿示君) 伊藤教育次長。
- 〇教育次長(伊藤正人君) 御答弁申し上げます。

まず、1点目の夜間照明施設の利用時間ですが、本条例施行規則におきまして、原則午後7時から午後9時30分までとなっています。

次に、2点目の使用料金の還付において、使用者の責めによらない場合とは、主に雨天 により使用できない場合や、停電や設備の不具合などにより使用できない場合などを想定 しています。

次に、3点目の市民と市民以外の者は同一料金なのかとの御質問ですが、学校運動場等の施設は、「有田市立学校体育施設開放に関する規則」に基づき、利用者としては、市内に在住、在勤、在学するものが過半数を占める団体で、登録したものに使用を許可しています。このため、料金として区別はしてございません。

以上でございます。

〇議長(上山寿示君) 6番成川 満君。

〔6番 成川 満君 登壇〕

○6番(成川 満君) 答弁ありがとうございます。

了解しました。これで終わります。

〇議長(上山寿示君) これにて、6番成川 満君の質疑は終わりました。

以上で通告による質疑を終了いたします。

ほかに御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上山寿示君) 御質疑なしと認めます。

次に、日程8、議案第67号につきまして、質疑の通告がありますので、発言を許すこと にいたします。

5番中西登志明君。

〔5番 中西登志明君 登壇〕

○5番(中西登志明君) 皆さんこんにちは。会派政有会の中西です。

通告により、議案第67号、有田市漁業集落排水事業の設置等に関する条例について質疑

を行います。

地方公営企業法の財務規定を適用することについてお尋ねします。

令和2年度で漁業集落排水施設機能保全計画の策定費用として、約1,100万円の支出、 4年度は、地方公営企業法適用移行事業に約650万円の支出をされています。令和5年度に も、同事業費用として600万円の費用を見込んでおります。

使用料を見てみますと、令和2年度に25パーセントの値上げを行い、その後、使用料金の収入は、年間約300万円程度。一般会計からの繰入額は、令和2年度から見てみて、繰入金額は、毎年、5,500万円程度と大きく改善されていません。

平成27年に国からの通知があり、なぜ今、この時期に移行を行うのか。また、その目的 について御説明をお願いいたします。

- 〇議長(上山寿示君) 上田経済建設部長。
- ○経済建設部長(上田敏寛君) 御答弁申し上げます。

漁業集落排水事業の地方公営企業法適用につきましては、総務大臣から平成 27 年1月に 漁業集落排水事業特別会計について、公営企業会計へできる限り移行するよう要請があり、 さらに、平成 31 年1月には、令和5年度末までに移行することが必要との要請を受けて行 うものでございます。

地方公営企業法適用の目的に関しましては、経営の見える化がございます。今回、一部 適用ということで、会計方式が単式簿記から複式簿記へ変わります。固定資産台帳の整備 による保有資産・減価償却による資産の老朽化状況の把握、財務諸表の作成による経営成 績や財政状況の明確化により、経営の透明性の確保が図られます。

また、当市の漁業集落排水施設は、平成 16 年4月に矢櫃地区、平成 19 年3月に逢井地区が供用開始しており、施設の老朽化が進んでございます。施設全体を計画的かつ効率的に管理していくために、機能保全計画を策定し、国の補助事業を活用しながら、計画的な修繕等に取り組んでいるところでございますが、国が期限を定め、推し進める地方公営企業法適用に乗り遅れることにより、有効な補助金を活用できなくなるリスクもあるため、このタイミングで公営企業会計移行を実施することが適切であると考えてございます。

統一的な基準に基づく資産評価を含んだ経営状況を明確化し、中長期的な経営計画のもと、より一層の経営の効率化・健全化に努めるとともに、上水道事業との一体的な事業運営についても視野に入れた検討を始めたいと思います。

〇議長(上山寿示君) 5番中西登志明君。

〔5番 中西登志明君 登壇〕

○5番(中西登志明君) 御答弁ありがとうございます。

平成16年4月に矢櫃地区、平成19年3月に逢井地区が供用開始してから、16年以上が経過し、老朽化が進んだ現状の施設を計画的かつ効率的に管理していくために、機能保全計画を策定し、国の補助事業を活用しながら計画的な修繕等を行っているのが現状で、国が期限を定め、推し進める地方公営企業法適用に乗り遅れることにより、有効な補助金を活用できなくなるリスクもあるため、このタイミングで公営企業会計への移行を実施することが適切であるとの御答弁を頂戴しました。

そこで再質問をさせていただきます。

今後、発生する施設修繕費の負担は、どのようになるか御説明をお願いします。

また令和2年度の使用料金値上げの説明時に「令和7年度に税込み50パーセントの使用料金値上げを予定します。」と使用者の方に御説明されていますが、今回の漁業集落排水事業の地方公営企業法適用移行により、令和7年度の使用料金改定の必要性について御説明をお願いします。

- 〇議長(上山寿示君) 上田経済建設部長。
- ○経済建設部長(上田敏寛君) 御答弁申し上げます。

施設修繕費用に関しましては、今後益々修繕の必要性が高くなることが想定されており、計画的に対応していく必要があると考えてございます。なるべく設備の故障などの問題が発生する前に対処できるよう、毎週1回の日常点検及びメンテナンスを実施しております。引き続き施設の状況を把握し、必要に応じて機能保全計画を適宜見直すことで、補助率2分の1の漁村総合整備事業費補助金を確実に活用できるよう取り組んでまいります。

また、使用料につきましては、平成 26 年 8 月に、総務省自治財政局より公営企業の経営に当たっての留意事項が各自治体に対して通知されており、市が最低限行うべき経営努力として、月々の使用料を最低でも 20 立方メートルあたり税別 3,000 円を前提として引き上げるよう留意事項が示されてございます。それにより、市では令和 2 年度に 25 パーセントアップとなる 20 立方メートルあたり税別 2,500 円に使用料の引き上げを実施してございます。

また、令和7年度には 50 パーセントアップとなる 20 立方メートルあたり税別 3,000 円 への引き上げを実施する予定で、計画的に適正な使用料設定となるよう段階的に取り組んでまいりたいと考えてございます。

〇議長(上山寿示君) 5番中西登志明君。

〔5番 中西登志明君 登壇〕

○5番(中西登志明君) ありがとうございました。

まず、国からの要請で経営の見える化、それに伴い複式簿記へ移行を行う。使用料金は令和7年4月から値上げを実施予定、修繕費は以前と同じで2分の1の市の負担。国の補助金が必ずいただけるようにということで、今回これを進めていくという答弁でありましたが、施設の利用者や市にメリットがあまり感じられません。

今後、上水道事業との一体的な事業運営を検討されているようですが、施設は 16 年が経過し老朽化が進んでいる施設です。一日でも長くトラブルなく使えるよう、週一回の日常点検を行っているようですが、常に費用対効果を念頭においた判断と設備が使えている今この時に、次のことも検討される時期が来ているように思います。

以上で私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長(上山寿示君) これにて、5番中西登志明君の質疑は終わりました。

以上で通告による質疑を終了いたします。

ほかに御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上山寿示君) 御質疑なしと認めます。

次に、日程9、議案第68号につきまして、質疑の通告がありますので、発言を許すこと

にいたします。

7番小西敬民君。

#### 〔7番 小西敬民君 登壇〕

**〇7番(小西敬民)** 私は、議案68号、令和5年度有田市一般会計補正予算の債務負担行 為補正、窓口業務委託料についてお伺いをします。

本庁内の窓口業務を民間委託するという中身でございます。この趣旨について窓口業務の民間委託導入に当たり、その目的と効果について、まずお伺いをします。

また、市民課窓口職員の処遇についてであります。人権を意識しながら大切な窓口業務 でございますので、ネクストの処遇についてもお伺いします。

以上です。

- 〇議長(上山寿示君) 宮﨑市民福祉部長。
- ○市民福祉部長(宮崎三穂子君) 1点目の窓口業務の民間委託導入にあたり、その目的 と効果について御答弁を申し上げます。

現在、市民の方が利用しやすい動線を意識した2階フロアの改修工事を行っているところでございます。また、それに合わせてワンストップ窓口の設置や、DX を活用した書かなくてもいい窓口を目指し、社会環境や住民ニーズの変化に伴った窓口業務改革に取り組んでいるところでございます。

窓口業務の民間委託につきましては、公共サービス改革法施行に伴い、各府省通知により行政サービスの委託可能な範囲が示されており、市民課が所管する戸籍の証明や住民票の写しなど各種証明書の交付や戸籍の届出、住民異動届などの受付業務を委託しようとするものでございます。

民間にできることは民間に委ね、行政の適切な管理のもと、民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの提供を行うことにより市民サービスの向上、行政の効率化が図れるものと考えてございます。

次に、導入効果につきましては、官民がそれぞれの役割を明確に区分することにより、職員が届出書等の審査や法改正への対応などの業務に集中することができ、業務の効率化や専門性の向上が図られるとともに、コンシェルジュを配置することで、市民の方が利用しやすい総合受付窓口の構築など市民サービスの向上、また人件費の削減にもつながるものと考えてございます。

2点目の市民課窓口職員の処遇につきましては、民間委託に伴い、人員を減らすことになります。職員につきましては、行政でしかできない業務へ配置転換することができます。 また、会計年度任用職員につきましては、他業務への配置転換または民間事業者への転籍も可能でございますので、業者選定の際には、地元市民を積極的に雇用することを求めて参りたいと考えてございます。

以上でございます。

〇議長(上山寿示君) 7番小西敬民君。

〔7番 小西敬民君 登壇〕

**〇7番(小西敬民)** 御説明を受けました。3年間で約1億の予算でございます。民間の 活力を導入するという政治の方向性はよく分かりますが、長きにわたり業務に携わる人、 会計年度任用職員の処遇について、地元市民もしくは会計年度任用職員の積極的な雇用を ぜひ求めて、運営をしていただきたいというふうに思います。

以上で、私の質問は終わります。

○議長(上山寿示君) これにて7番小西敬民君の質疑は終わりました。

以上で通告による質疑を終了いたします。

ほかに御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上山寿示君) 御質疑なしと認めます。

次に、日程10、議案第69号から、日程12、議案第71号までにつきましては、質疑の通告はありません。

御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上山寿示君) 御質疑なしと認めます。

次に、日程13、議案第72号につきまして、質疑の通告はありません。 御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上山寿示君) 御質疑なしと認めます。

次に、日程14、議案第73号から日程17、諮問第4号までについて、念のため質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上山寿示君) 御質疑なしと認めます。

以上で、各案件に対する質疑を終結いたします。

次に、追加提案されました日程18、議案第75号、令和5年度有田市一般会計補正予算 (第6号)及び日程19、議案第76号、和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団 体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更についてを一括議題とし、市長の 提案理由の説明を求めます。

望月市長。

[市長 望月良男君 登壇]

**〇市長(望月良男君)** 皆さん、おはようございます。

追加上程されました議案の概要を申し上げ、詳細につきましては、参与員から補足をさせることといたします。

議案第75号の令和5年度有田市一般会計補正予算(第6号)は、歳入歳出それぞれ3億6,250万円を追加しようとするもので、国の補正予算成立を受けて、国からの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金による低所得世帯への給付金支給や街路整備事業費を計上するものでございます。

また、年度内に完了できる見込みのない街路整備事業について、繰越明許費の設定をし、 また、地方債の変更についてもお願いするものでございます。

議案第76号の和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山

県市町村総合事務組合規約の変更については、地方自治法第286条第1項の規定により、令和6年3月31日をもって和歌山県市町村総合事務組合から上大中清掃施設組合を脱退させ、和歌山県市町村総合事務組合規約を変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、提出議案につきまして、私の説明を終わります。 何とぞ御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(上山寿示君) 市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、補足説明を許すことにいたします。

嶋田経営管理部長。

○経営管理部長(嶋田博之君) 議案第75号、令和5年度有田市一般会計補正予算(第6号)について補足説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条の歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出それぞれ 3 億 6,250 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 238 億 6,315 万 3,000 円とするものでございます。

次に第2条の繰越明許費でございます。2ページ下段をお願いいたします。

第2表の繰越明許費は、第7款土木費、第4項都市計画費の街路整備事業・内川港線に おきまして、年度内にその支出が終わらない見込みでございますので、記載のとおり繰越 明許費を設定するものでございます。

続きまして、第3条の地方債の補正でございます。第3表の地方債補正は、変更でございまして、都市計画街路事業で、起債の限度額を1億8,450万円から2億4,150万円に変更するものでございます。

次に、予算の内容につきまして歳入から御説明を申し上げます。

4ページをお願いいたします。

第 14 款国庫支出金、第 2 項国庫補助金、第 2 目民生費補助金で補正額 2 億 5,250 万円は、 社会福祉費への物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を、また、第 5 目土木費補助金 で補正額 5,500 万円は、都市計画費への社会資本整備総合交付金をそれぞれ見込み計上し てございます。

第 18 款繰入金、第 1 項基金繰入金、第 1 目財政調整基金繰入金で補正額 200 万円の減額 は、財政調整基金からの取り崩しを一部取りやめるものでございます。

その下の第 21 款、第 1 項市債、第 5 目土木債で、補正額 5,700 万円は、都市計画街路事業債を見込み計上してございます。

以上で歳入を終わりまして、次に歳出について御説明を申し上げます。

5ページをお願いいたします。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費で補正額2億 5,250 万円は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯を支援するため、1世帯あたり7万円を給付するための費用でございまして、右説明欄の8、物価高騰支援臨時給付金給付事業において、第 18 節負担金、補助及び交付金の物価高騰支援臨時給付金2億 4,500 万円のほか、給付金システム改修委託料 280 万

5,000 円及び機器借上料 80 万円などでございます。

次に第7款土木費、第4項都市計画費、第4目街路事業費で補正額1億 1,000 万円は、 右説明欄の2、街路整備事業・愛宕川端線における財源更正のほか、3、街路整備事業・ 内川港線において、第21節補償、補填及び賠償金の物件補償費 8,750 万円及びその上段の 第16節公有財産購入費の用地購入費1,750 万円などを見込み計上してございます。

以上で、議案第75号の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第76号、和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更について、補足説明を申し上げます。

和歌山県市町村総合事務組合の構成員である上大中清掃施設組合が令和6年3月31日付で解散することに伴い脱退するため、本組合の規約を変更することについて、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

付則といたしまして、この規約は令和6年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で、議案第76号の補足説明を終わらせていただきます。

**○議長(上山寿示君)** 説明漏れはありませんか。──以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、各議案に対する質疑を行います。

まず、議案第75号について質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上山寿示君) 御質疑なしと認めます。

次に、議案第76号について質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上山寿示君) 御質疑なしと認めます。

以上で、議案に対する質疑を終結いたします。

次に、お諮りいたします。

今期定例会に提案されております案件のうち、議案第73号、議案第74号、諮問第3号及び諮問第4号の4件の人事案件については、先例に従って委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上山寿示君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第73号、議案第74号、諮問第3号及び諮問第4号の4件の人事案件については、委員会の付託を省略することに決しました。

次に、今期定例会に提案されております案件のうち、ただいま委員会の付託を省略することに決しました人事案件4件を除く議案15件の委員会付託は、お手元へ配付いたしております議案付託表のとおりでありますので、よろしく御審査のほどお願いいたします。

次に、各委員会の開催日時が決定しておりますので、事務局長に報告させます。

○議会事務局長(田中 聡君) 報告いたします。

総務建設委員会 12月14日午前10時 全員協議会室 文教厚生委員会 12月15日午前10時 全員協議会室 予算決算委員会 12月18日午前10時 全員協議会室 以上でございます。

〇議長(上山寿示君) 報告は終わりました。

これにて本日の日程は全て終了いたしました。

次に、お諮りいたします。

明14日から20日までの7日間は、議事の都合により休会といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上山寿示君) 御異議なしと認めます。

よって、明14日から20日までの7日間は休会することに決しました。

次会は、来る12月21日午前10時から議案審議のため会議を開くことを申し添え、本日は これにて散会いたします。

午前10時35分 散会